平成２６年（フ）第９３号
山口県宇部市東小羽山町２丁目８番５号、従前の住所栃木県佐野市堀米町3963番地１
パールハイツＤ102号
債務者　橋本　　斉
1　決定年月日時　平成26年９月25日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年11月20日まで
山口地方裁判所宇部支部

平成２６年（フ）第１６１号
香川県高松市伏石町1425番地１　共栄アパート伏石４号
債務者　島田　和義
1　決定年月日時　平成26年９月25日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年11月20日まで
高松地方裁判所民事部破産・再生係

平成２６年（フ）第１６２号
香川県高松市伏石町1425番地１　共栄アパート伏石４号
債務者　島田フサ子
1　決定年月日時　平成26年９月25日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年11月20日まで
高松地方裁判所民事部破産・再生係

平成２６年（フ）第７５号
長崎県東彼杵郡東彼杵町大音琴郷107番地
債務者　濵田美由紀
1　決定年月日時　平成26年９月25日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年11月20日まで
長崎地方裁判所大村支部破産係

平成２６年（フ）第７０３号
東京都昭島市田中町３丁目５番11―401号
債務者　荒　　真吾
1　決定年月日時　平成26年９月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年11月12日まで
5　免責審尋期日　平成26年11月12日午前10時
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２６年（フ）第３０４４号
大阪市東住吉区駒川２丁目４番21号サンハイツ501号
債務者　長岡　宏枝
1　決定年月日時　平成26年９月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年11月12日まで
5　免責審尋期日　平成26年12月５日午後１時30分
大阪地方裁判所第６民事部

平成２６年（フ）第３５６０号
大阪市旭区新森６丁目９番１号
債務者　髙橋　和子
1　決定年月日時　平成26年９月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年11月12日まで
5　免責審尋期日　平成26年12月５日午後１時30分
大阪地方裁判所第６民事部

平成２６年（フ）第４００３号
大阪市西成区花園北２丁目５番３―401号
債務者　宮内　千央
1　決定年月日時　平成26年９月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年11月12日まで
5　免責審尋期日　平成26年11月21日午後１時30分
大阪地方裁判所第６民事部

平成２６年（フ）第６５７号
東京都狛江市東野川１丁目12番13号やよいハイツ102
債務者　和田　純一
1　決定年月日時　平成26年９月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年11月13日まで
5　免責審尋期日　平成26年11月13日午後３時
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２６年（フ）第７１７号
東京都府中市緑町２丁目７番地の８ハイム藤102
債務者　村山　保雄
1　決定年月日時　平成26年９月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年11月13日まで
5　免責審尋期日　平成26年11月13日午後３時
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２６年（フ）第３０４号
静岡県浜松市西区舞阪町舞阪4347番地、住民票上の住所静岡県浜松市西区舞阪町弁天島3870番地
債務者　那須田公子
1　決定年月日時　平成26年９月22日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年11月14日まで
5　免責審尋期日　平成26年11月14日午前10時30分
静岡地方裁判所浜松支部破産係

平成２６年（フ）第３２６号
静岡県浜松市南区堤町316番地
債務者　小楠さよ子
1　決定年月日時　平成26年９月25日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年11月14日まで
5　免責審尋期日　平成26年11月14日午前10時30分
静岡地方裁判所浜松支部破産係

平成２６年（フ）第４１号
熊本県八代郡氷川町鹿島651番地12
債務者　吉村　洋一
1　決定年月日時　平成26年９月25日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年11月17日まで
5　免責審尋期日　平成26年11月17日午前11時
熊本地方裁判所八代支部

平成２６年（フ）第４２号
熊本県八代郡氷川町鹿島651番地12
債務者　吉村　洋子
1　決定年月日時　平成26年９月25日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年11月17日まで
5　免責審尋期日　平成26年11月17日午前11時
熊本地方裁判所八代支部

平成２６年（フ）第１３６７号
横浜市緑区長津田みなみ台７丁目33番地15
上の原グリーンハイツ７棟401号
債務者　山本理恵子
1　決定年月日時　平成26年９月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年11月18日まで
5　免責審尋期日　平成26年11月19日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２６年（フ）第１３８０号
横浜市神奈川区旭ケ丘４番22号
債務者　橋本　幸典
1　決定年月日時　平成26年９月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年11月18日まで
5　免責審尋期日　平成26年11月19日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部